

労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業について

労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業

平成22年度236,914千円(569,944千円)

※()は平成21年度

① 派遣元事業主等への労働者派遣制度の情報提供を行う事業

(事業内容) 派遣元事業主等に対する説明会等を開催。
(事業開始時期) 昭和61年度
(予算額) 平成22年度予算 56,661(64,163)千円

(事業内容) 派遣労働者に対する説明会等を開催。
(事業開始時期) 平成20年度
(予算額) 平成22年度予算 11,592(18,274)千円

② 労働者派遣事業適正運営協力員制度の運用

(事業内容) 労働者派遣法第53条に基づき、労働者派遣事業
適正運営協力員を配置し、派遣労働者及び派遣
元事業主等から寄せられる相談に応じる(無報酬)。
(実施開始時期) 昭和61年度
(予算額) 平成22年度予算 1,181(4,124)千円
(配置数) 平成22年度 466名(932名)

(事業内容) 労働者派遣事業専門相談員を配置し、協力員と連
携して、派遣労働者や派遣元事業主等から寄せら
れる相談に応じることに加え、協力員との連絡調整
を行う。
(実施開始時期) 平成16年度
(予算額) 平成22年度予算 167,480(335,132)千円
(配置数) 平成22年度 77名(155名)

③ 労働者派遣事業等に係る苦情等への対応【※廃止】

(事業内容) 民間団体に委託し、専門のアドバイザーを設置し、派遣労働者等からの苦情に対する対応や、派遣元・派遣先からの
問い合わせ等に対する対応【委託事業】
(事業開始時期) 昭和62年度
(予算額) 0 (42,361)千円

④ 労働者派遣事業における雇用管理改善推進事業【※廃止】

a 派遣元事業主等の雇用管理の状況把
握・整理の推進【委託事業】
(事業内容) 派遣元における雇用管理改
善を行っている事例を収集・
分析し、体系的に整理
(事業開始時期) 平成20年度
(予算額) 0 (15,358千円)

b 派遣先における雇用管理の具体的応
用事例集の作成【委託事業】
(事業内容) 派遣先における雇用管理改
善の好事例を収集・整理、テ
キスト作成
(事業開始時期) 平成21年度
(予算額) 0 (71,552千円)

c 優良人材ビジネスの評価基準の作
成・普及【委託事業】
(事業内容) 派遣労働者にとって、優良な
派遣元の取組の評価基準の
作成・普及
(事業開始時期) 平成21年度
(予算額) 0 (18,980千円)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年第88号)

(労働者派遣事業適正運営協力員)

第53条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、労働者派遣事業の運営及び派遣就業について専門的な知識経験を有する者のうちから、労働者派遣事業適正運営協力員を委嘱することができる。

- 2 労働者派遣事業適正運営協力員は、労働者派遣事業の適正な運営及び適正な派遣就業の確保に関する施策に協力して、労働者派遣をする事業主、労働者派遣の役務の提供を受ける者、労働者等の相談に応じ、及びこれらの者に対する専門的な助言を行う。
- 3 労働者派遣事業適正運営協力員は、正当な理由がある場合でなければ、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。労働者派遣事業適正運営協力員でなくなつた後においても、同様とする。
- 4 労働者派遣事業適正運営協力員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。
- 5 労働者派遣事業適正運営協力員は、予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。

労働者派遣事業適正運営協力員規程

(昭和61年8月1日労働省訓第5号)

[改正] 昭和62年5月21日

平成4年4月1日

平成6年4月1日

平成10年4月1日

平成12年3月31日

平成13年1月6日

部 内 一 般

(設 置)

第1条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資するため、都道府県労働局に労働者派遣事業適正運営協力員（以下「協力員」という。）を置く。

(委 嘱)

第2条 協力員は、労働者を代表する者及び使用者を代表する者各同数とし、次の各号のいずれにも該当する者であつて都道府県労働局長が推薦したもののうちから厚生労働大臣が委嘱する。

(1) 社会的信望があり、かつ、労働者派遣事業の適正な運営を図るために必要な労働関係法令等についての専門的な知識経験を有するものであること。

(2) 次条に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者であること。

(職 務)

第3条 協力員は、次の各号に掲げる事務を行うことにより、職業安定行政機関に協力する。

(1) 都道府県労働局が開催する労働者派遣事業適正運営協力員会議に出席して意見交換等を行うこと。

(2) 労働者派遣事業に関する事項について、派遣労働者、派遣先若しくは派遣元事業主又はそれぞれの団体等の相談に応じ、必要な援助を行うこと。

(3) 労働者派遣事業制度の運営上の問題について、職業安定行政機関に対し要望又は意見を述べること。

(任 期)

第4条 協力員の任期は、2年とする。ただし、厚生労働大臣が必要と認めるときは、その途中で解嘱することができる。

(秘密を守る義務等)

第5条 協力員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 協力員は、その地位を利用して、特定の個人若しくは団体の利益を図り、又は紛争に不当に介入する等その信用を傷つける行為をしてはならない。

(その他の事項)

第6条 この規定に定めるもののほか、協力員に関し必要な事項は厚生労働大臣官房長及び厚生労働省職業安定局長が定める。

行政刷新会議「事業仕分け」第2WG評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-13 労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業費

- ・同じく公金を投入するなら既存の施策あるいは他の優先的課題に使用すべき。各労働局の正規スタッフでやるべき事業だと思う。
- ・効果が期待できない。民間人に委託する必然性がない。
- ・相談員の人数と問題件数を考えると相談員の人数が多すぎる。
- ・適正運営協力員の立場や役割がはっきりしない。
- ・優良企業認定事業は労働条件の改善にはさほど寄与しない。
- ・改善の余地はあるように思えるが、労働保険を負担する使用者側の意見も聞くべき。
- ・相談員の人件費 331,729 千円を削減。
- ・本来業務で行うべきことを委託すべきではない。1年目の調査の成果は活用し2年目は不要。
- ・この予算を現場改善に役立てるべき。
- ・協力員に委嘱されている人は、委嘱されなくても既に相談を受け解決する地位にある。ムダな庁費が支出されている。相談員の業務量を把握していない。

WGの評価結果

労働者派遣事業雇用管理改善等推進事業費

予算要求の縮減（半額）

（※ただし、期限を付して抜本的見直し）

（廃止 4名、自治体/民間 1名、予算計上見送り 0名、
予算要求縮減 4名（うち、半額2名、その他2名））

とりまとめコメント

予算の縮減半額をワーキンググループの結論とする。ただし、期間を限定し22年度に廃止に向けて労使の意見を聞きながら改めて議論をしていくこと。本来業務である仕事を極力労働局に移管すること。